

身近な方が亡くなられた方へ

大阪市東淀川区役所

◆死亡届提出に伴う区役所での主な手続き◆

お亡くなりになられた方に関しましては、次のような手続きが必要となります。該当するものがある方は、それぞれの窓口でお手続きいただきますようお願いいたします(手続きが不要な場合や、手続きに期限や必要な書類がある場合がございますので、それぞれの窓口でご確認ください)。

※お亡くなりになられた方のお住まいが他市区町村の場合は、お住まいの市区町村にご確認ください。

※(★)が付いている手続きにつきましては、手続きの期限が短いものもございますので、お手数ですが、各担当窓口までお問合せください。

※出張所では一部の手続きのみ受け付けております。必ず、事前に出張所にご確認ください。

窓口サービス課(住民情報) 【1階④番窓口 電話06-4809-9963】

※【出張所2階③番窓口 電話 06-6322-0731】

□通知カードまたはマイナンバーカード・住民基本台帳カード・印鑑登録証について返却の必要はありません。相続等の手続きが終わるまで保管し、不要となりましたら破棄してください。なお、死亡届が提出されますと、各種カードは自動的に廃止(使用不可)となります。

窓口サービス課(保険年金) 【1階⑥番窓口 電話06-4809-9956】

※【出張所2階④番窓口 電話 06-6322-0731】

□葬祭費の申請(国民健康保険・後期高齢医療制度加入の方のみ)(★)

□国民健康保険・後期高齢者医療資格確認書等の返却

※他の健康保険に加入されていた方は、ご加入の保険組合や勤務先等にお問合せください。

保健福祉課(保健子育て) 【2階⑳番窓口 電話06-4809-9882】

□各種証の返却

(被爆者手帳(★)・公害医療手帳(★)・精神障がい者保健福祉手帳・特定医療費(指定難病)受給者証・交通乗車証)

保健福祉課(保健福祉(児童・医療助成)) 【2階㉕番窓口 電話06-4809-9850】

※【出張所2階⑤番窓口 電話 06-6322-0731】

□児童手当・児童扶養手当の受給に関する変更など(★)

□各種証の返却(重度障がい者医療証・こども医療証・ひとり親医療証)

保健福祉課(保健福祉(高齢者・障がい者)) 【2階㉗番窓口 電話06-4809-9855】

※【出張所2階⑤番窓口 電話 06-6322-0731】

□敬老優待乗車証・緊急通報システムの返却

保健福祉課(保健福祉(高齢者・障がい者)) 【2階㉗番窓口 電話06-4809-9845】

※【出張所2階⑤番窓口 電話 06-6322-0731】

□特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当の受給に関する変更など(★)

□各種証の返却(身体障がい者手帳・療育手帳・交通乗車証及びタクシー給付券)

保健福祉課(介護保険) 【2階㉙番窓口 電話06-4809-9859】

□介護保険被保険者証の返却

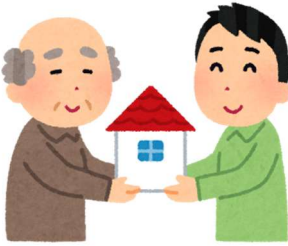
☆保健福祉課(2階㉗~㉙番窓口)及び出張所は、第4日曜日は開庁しておりません。翌開庁日以降にお問合せください。

【区役所以外での手続きについて】

- ・国民年金・厚生年金に関しては、淀川年金事務所(電話06-6305-1881)にお問合せください。
- ・共済年金に関しては、ご加入の共済組合・勤務先にお問合せください。
- ・個人市民税・固定資産税・軽自動車税に関しては、梅田市税事務所(電話06-4797-2953)にお問合せください。
- ・亡くなられた方が土地・家屋を所有されていた場合は、相続・名義変更の手続きが必要です。相続登記申請に関する一般的な相談は大阪法務局北出張所(電話06-6363-1981)までお問合せください。※予約制です。
- ・その他、銀行・各種保険、勤務先での扶養手当や税金の扶養控除などの手続きが必要な場合があります。ご自分で関係先にお問合せください。

土地や建物を 相続する前に知っておきたいこと

1. 相続登記をしましょう



有効な利活用のために

- ・ 家や土地の所有者の方が亡くなられた場合、法務局に相続登記をしなければ、売却や賃貸などの活用はできません。
- ・ 長く放置しておくと、相続人の数が膨大になり全員の合意を取る手続きが困難になります。
- ・ 手続き等については大阪法務局または司法書士などの専門家にご相談ください。
- ・ 相続登記の申請が義務化されました（令和6年4月1日）。



2. 家の管理をしましょう



空家を管理する心得

- ・ 不動産は有効な財産ですが、所有することによる負担も発生します。まず固定資産税がかかります。また近隣に迷惑をかけないように手入れも必要です。
- ・ いざ売却を考えた時には、家のリフォームや取り壊しの費用などのコストが発生します。
- ・ 空家を有効活用する場合の補助事業や税の優遇制度については、区役所の空家担当までお問い合わせください。



3. 相続しない選択

相続放棄の手続き

- ・ もし相続を放棄する場合は3か月以内に、管轄の家庭裁判所に申請しなければなりません。相続人の配偶者・子が全員相続放棄をすれば、相続人の親や、兄弟姉妹へ権利が移ります。（兄弟姉妹が亡くなっている場合にはその子に移ります）
- ・ 相続人全員が相続放棄した場合には、家庭裁判所によって選定される「相続財産管理人」が管理・清算することになりますが、この申し立てには相応の費用がかかります。

詳しくは裁判所の「相続の放棄の申述」をご参照ください →



専門相談

区役所 1 階で開催（1 組 30 分以内、無料）

詳しくは広報紙
をご覧ください

相談内容	電話番号	相談日（＊）	予約受付時間
弁護士による法律相談 ★土地・建物、遺産相続など	予約専用電話 050-1808-6070	第1～4木曜日 13：00～17：00	相談日の1週間前 の正午から
税理士による税務相談 ★相続税や贈与税、不動産取得税など	区役所広聴相談 4809-9683	毎週火曜日 13：00～16：00	当日9時から
行政書士による相談 ★不動産の登録申請、遺言、相続など	大阪府行政書士会 （淀川支部） 7739-8000	水曜日（月1回） 13：00～16：00	10～16時 月～金曜日
司法書士による相談（1組40分以内） ★不動産の名義変更など	大阪司法書士会 北支部 0120-676-888	水曜日（月1回） 13：00～16：00	9～18時 （12～13時除く） 月～金曜日
宅地建物取引士による不動産相談① ★不動産売買、賃貸、土地活用など	全日本不動産協会 大阪府本部北支部 6373-1511	奇数月（1月除く） 第1水曜日 13：00～16：00	10～16時 月～金曜日
宅地建物取引士による不動産相談② ★不動産売買、賃貸、土地活用など	大阪府宅地建物取引 業協会新大阪支部 6303-0676	偶数月（8月除く） 第2金曜日 13：00～16：00	10～16時 月～金曜日

（＊）相談日は祝日や時期により、変更されることがあります。

※予約はすべて電話でお願いします。

大阪市空家利活用改修補助事業

市内にある3か月以上空家であった建物（平成12年5月31日以前に建築）を改修する場合に費用の2分の1を補助します（いろいろと条件がありますので、右のQRコードを読み取っていただくか、企画調整担当までお尋ねください）。



空家の発生を抑制するための税の特例措置

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除します。



その他のお役立ち電話番号

- ・安心して住宅リフォームができる事業者 「大阪府住宅リフォームマイスター制度」で検索してください。
- ・相続財産管理人制度 ☎06-6364-5500 大阪弁護士会 空家・財産管理人無料電話相談。
- ・住まいに関する相談 ☎06-6242-1177 大阪市立住まい情報センター 相談専用電話。
- ・相続問題 ☎06-6364-1205 大阪弁護士会 遺言・相続センター（初回無料）。
- ・空家の管理 「大阪市シルバー人材センター」で検索してください。



死亡届を出された方へ（戸籍関係）

○火葬許可証は、斎場で火葬を行った後に火葬済の証明印が押されたうえで返却されます。納骨される際にこの証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

○死亡届を届出すると、受付した市区町村から、住所地や本籍地の役所へ通知を送信します。この通知に基づいて住民票及び戸籍に死亡の記載を行います。住所地や本籍地が死亡届を届出した役所と異なる場合には処理に日数を要します。

○死亡届を出された後、本籍地の役所で戸籍の記載処理が完了するまで、届出内容を反映した戸籍証明書を取得することはできません。

○戸籍証明書はこれまで本籍地以外では交付できませんでしたが、令和6年3月1日から次の戸籍証明書は本籍地以外でも交付できるようになりました（広域交付）。

＜広域交付ができる証明書＞

- ・戸籍全部事項証明書・除籍全部事項証明書・除籍謄本・改製原戸籍謄本

＜請求できる方＞

- ・本人・配偶者・父母、祖父母など（直系尊属）・子、孫など（直系卑属）

＜請求方法＞

- ・窓口での請求のみ

＜本人確認＞

- ・請求者のマイナンバーカード、運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き証明書が必須

○法令により死亡届の届書等情報内容証明書（届書記載事項証明書）の提出が義務づけられているお手続きがあります。提出先にご確認ください。ご請求の際は請求事由を疎明する証明書が必要です。

＜請求事由を疎明する証明書＞

- ・郵便局簡易生命保険の請求（郵政民営化以前）⇒保険証書など加入を証明するもの
- ・遺族年金の請求（国民・厚生・船員・共済等）⇒年金証書など加入を証明するもの
- ・労働者災害補償保険法に関する請求 ⇒各種関係請求書類

詳しくは大阪市ホームページをご参照ください。

戸籍謄本・戸籍抄本の交付請求



大阪市外の戸籍証明書の交付請求（広域交付）



届書等情報内容証明書（届書記載事項証明書）の交付請求



【お問い合わせ先】

東淀川区役所窓口サービス課 戸籍グループ TEL06-4809-9961

国民健康保険 葬祭費支給申請をされる方へ

大阪市国民健康保険に加入されている方が亡くなられたときは葬祭費 5 万円を支給します。

下記の必要なものをご準備いただき、申請してください。

【申請ができる方】 亡くなられた方の葬祭を行った方

【必要なもの】

- 亡くなった方の被保険者証または資格確認書等（紛失時はその旨お申し出ください）
- 埋・火葬許可証または死亡診断書等
- 申請者が葬祭を行ったことが分かるもの（葬祭費用の領収書または請求書等）
- 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険資格確認書 等）
- 申請者の振込口座が分かるもの（通帳 等）

【ご注意】

- ・ 領収書で、申請者と亡くなられた方の姓名が記載されているか確認します。
（内容によっては追加で確認資料の提出をお願いする場合があります。）
- ・ 葬祭を行った日の翌日から 2 年以内が申請受付期間となります。
- ・ 他の健康保険などから葬祭費に相当する給付（埋葬料等）を受けることができる場合、大阪市国民健康保険からは葬祭費の支給はしません。

<お問い合わせ>

東淀川区役所 窓口サービス課（保険年金・保険）

TEL：06-4809-9956

後期高齢者医療 葬祭費支給申請をされる方へ

後期高齢者医療に加入されている方が亡くなられたときは、葬祭費 5 万円を支給します。

下記の必要なものをご準備いただき、申請してください。

【申請ができる方】 亡くなられた方の葬祭を行った方

【必要なもの】

- 亡くなった方の被保険者証または資格確認書等（紛失時はその旨お申し出ください）
- 申請者が葬祭を行ったことが分かるもの（葬祭費用の領収書または請求書等）
- 申請者の本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険資格確認書 等）
- 申請者の振込口座が分かるもの（通帳 等）

【ご注意】

- ・ 領収書で申請者と亡くなられた方の姓名が記載されているか確認します。
（内容によっては追加で確認資料の提出をお願いする場合があります。）
- ・ 葬祭を行った日の翌日から 2 年以内が申請受付期間となります。

<お問い合わせ>

東淀川区役所 窓口サービス課（保険年金・保険）

TEL：06-4809-9956

所有者不明土地の解消に向けて
不動産の登記に関するルールが大きく変わりました



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化されました!!

POINT
1

相続登記は、亡くなった日から3年以内に申請してください



- 死亡後に土地の所有が判明した場合など、死亡日より後に不動産を相続したことを知った場合は、知った日から3年を経過するまでが申請期限となります。

POINT
2

令和6年4月1日より前に亡くなっている場合は、令和9年3月31日が申請期限です



- 死亡日が令和6年4月1日より前であっても義務化の対象ですが、3年の猶予期間が設けられており、申請期限は施行日から3年後の令和9年3月31日となります。

POINT
3

令和9年4月以降、申請期限を経過すると10万円以下の過料が科されることがあります



- 過料が科される前には、必ず法務局から一定期間内に登記の申請をするよう通知（催告）があり、次のような場合は過料が科されません。
 - ① 催告に応じて相続登記の申請をしたとき
 - ② 相続した者が重病であるなど、登記をしないことに正当な理由があるとき

POINT
4

司法書士等の専門家に相続手続を依頼することもご検討ください



- 相続手続は、戸籍による相続人の確認や相続財産の特定、遺産分割協議など、登記手続の前に確認・決定すべき事項も多岐にわたります。相続手続について、司法書士等の専門家に相談・依頼することもご検討ください。
- 特に、①相続の発生から長期間経過している、②数次相続(※)が発生している、③兄弟姉妹が相続人になるなどの場合は、権利関係が複雑になり、ご自身での手続が難しいと感じる方が多いです。
※ 相続の発生後、遺産分割などの相続手続が終わる前に相続人が死亡し、次の相続が開始していること。

大阪司法書士会では、
無料相続登記相談の実施や、
司法書士の紹介を行っています。
詳しくは[こちら](#)（大阪司法書士会
ホームページ）をご確認ください



大阪法務局

相続登記の申請義務化に
ついては、[こちら](#)（相続登記申請
義務化案内ページ）でも詳しく
案内しています

相続登記手続については、
次ページのQ&Aもご覧ください。

相続登記手続に関するQ&A

気になるギモンにお答えします！



Q1 親が亡くなりました。遺言書は残されていません。
相続財産の中に、生前親が所有していた土地や建物がありますが、どうすればいいですか？

土地や建物を含む相続財産を誰が、どのように相続するかを決定する必要があります。
まずは法定相続人(※)を確認し、全員で遺産の分割方法を協議して、誰が相続するかを決定します。

※ 民法で定められた、被相続人(亡くなられた方)の財産を相続する権利のある人のことです。配偶者は常に法定相続人となり、配偶者以外の方は、①子、②直系尊属、③兄弟姉妹の順で配偶者と一緒に法定相続人になります。誰が法定相続人となるかは、被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍を取得して確認します。

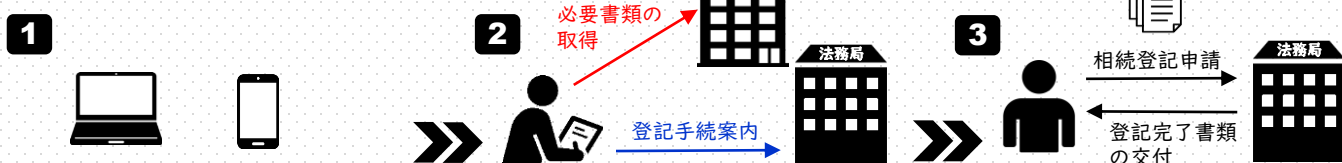
POINT 誰が法定相続人となるかが分からない場合や、遺産分割協議の内容や進め方、遺産分割協議書の作成方法など、相続の手続についてお困りの際は、司法書士等の専門家にご相談ください。

Q2 遺産分割協議をした結果、土地と建物を相続することになりました。
相続登記の申請をしたいのですが、どうすればいいですか？

相続登記の申請は、ご自身で行う方法と、司法書士等の専門家に依頼する方法があります。
ご自身で相続登記の申請を行う場合は、戸籍など必要書類の取得、遺産分割協議書の作成、登記申請書などの作成をして、法務局に提出する必要があります。

Q3 相続登記の申請を自分でする場合の手続について教えてください。

手続の流れは以下のとおりです。



申請書の作成方法や必要書類については[こちら](#)(相続登記義務化案内ページ)で案内しています。
ご自身の申請に必要な書類等をご確認ください。

申請書等の作成や、**市役所等での必要書類の取得**を行います。
なお、**法務局では、申請書類作成のサポートとして登記手続案内を行っています(事前予約制)**。

申請の準備が整えば、法務局に申請書類一式を提出します。
不備がある場合、法務局から連絡があります。登記が完了すれば、法務局から登記完了書類が交付されます。

POINT ご自身で申請される場合、**2 3**の段階で市役所等や法務局へ複数回足を運んでいただくことになります。
申請書類の作成に手間や時間を掛けられない方は、司法書士等の専門家への依頼をご検討ください。
特に、①相続の発生から長期間経過している、②数次相続が発生している、③兄弟姉妹が相続人になるなどの場合は、権利関係や必要書類が複雑になり、ご自身での手続が難しいと感じる方が多いです。

Q4 相続登記の申請を司法書士に依頼したいと思いますが、法務局から紹介してもらえますか？

法務局から司法書士を紹介することはできません。
司法書士の紹介を希望される場合は、[こちら](#)(大阪司法書士会ホームページ)をご確認ください。

Q5 相続登記にかかる費用について教えてください。

相続登記を申請する際、登録免許税という税金がかかります。
登録免許税の税率は、不動産の価額の1000分の4(0.4%)で、収入印紙などで納めます。
(例えば、不動産の価額が200万円の場合、登録免許税額は8000円です。)
その他、戸籍等の必要書類の取得費用や、司法書士に依頼した場合は手数料が必要となります。

POINT 不動産の価額は、毎年4月頃に市区町村から送付される固定資産課税明細書で確認できます。
なお、令和6年度現在、相続する不動産が100万円以下の土地であるなど、一定の場合は登録免許税が免税となります。免税措置の内容は変更されることもありますので、詳細は[こちら](#)(法務局ホームページ)をご確認ください。